日立市監査告示第９号

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和８年１１月１１日

日立市監査委員　　橋　本　仁　一

同　　飛　田　謙　一

定 期 監 査 結 果 報 告 書

1　監査の対象部課所等

市長公室

秘書課、総合政策課、財政課、広報戦略課、デジタル推進課

総務部

総務課、人事課、行政経営課、防災対策課、原子力安全対策課、市民税課、資産税課、納税課、公共財産管理課、契約検査課

産業経済部

商工振興課、産業立地推進課、農林水産課、かみね公園管理事務所、観光振興課

選挙管理委員会

公平委員会

農業委員会

固定資産評価審査委員会

2　監査の対象期間

令和８年４月１日から令和８年８月３１日まで

3　監査の実施期間

令和８年９月８日から令和８年１０月２８日まで

4　監査の実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、財務に関する共通事項及び着眼事項を主眼に監査を実施した。

5　監査の結果

監査の結果、事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

以　上